

仕様書

1. 件名

旭川医科大学病院デジタルサイネージ設置及び運営業務

2. 概要

旭川医科大学病院(以下「本院」という。)が本院利用者に対し、フロアマップ、診療案内等の本院に関する情報や診療待ち時間の負担軽減に資する各種情報を配信する。

情報配信に伴い、支障のない範囲で民間企業等の広告を配信することにより、得られる広告収入で情報配信に必要なデジタルサイネージの設置及び運営を行う。

3. 設置場所

(1) デジタルサイネージ機器は本院内の以下の場所に設置する。

- ① 外来玄関ホール 1箇所
- ② 外来待合 3箇所

(2) ホール内での設置場所は別紙「設置予定場所図面」の記載場所を予定しているが、現場確認を行い、本院と調整した上で設置場所を決定するものとする。なお、留意事項は以下のとおりである。

- ① 設置日は2週間以上前に本院に届出ることとし事前に承諾を得ること。また、作業にあたっては本院利用者の安全に十分に配慮すること。
- ② 別紙「設置予定場所図面」にデジタルサイネージ機器の配置及び電源引き込み位置を示す。配線ルート及び配線方法については本院と調整の上で決定すること。
- ③ 別紙「設置予定場所図面」に記載のない既存設備について、デジタルサイネージ機器の設置に伴い、移設等を行う必要があり得ること。

4. 業務期間

2019年6月1日から2025年3月31日まで(5年10ヶ月間)とする。

5. 業務内容

(1) デジタルサイネージ機器の設置及び撤去

- ① 本業務に必要な機器の設置を行う。機器設置に伴う必要な工事は、工事内容を事前に提示し、本院の承諾を得た上で実施すること。
- ② 契約期間終了時における機器の撤去及び原状回復に必要な工事を行う。
- ③ 機器の規格その他詳細は「6. 機器の規格等」に後述する。

(2) デジタルサイネージの運用

- ① 情報を配信するコンテンツを作成する。
- ② 配信するコンテンツの内容は「7. 配信するコンテンツ」に後述する。
- ③ コンテンツの配信時間は「8. 配信時間」に後述とする。

④ コンテンツの作成及び管理の詳細は「9. コンテンツの作成及び管理」に後述する。

(3) デジタルサイネージの機器保守

- ① 機器の故障や情報を配信するコンテンツに障害が生じ、遠隔からの復旧が難しい場合、本院職員の連絡から48時間以内に人員を派遣して、状況の把握や復旧に向けた対応を行うこと。
- ② コンテンツの配信時間中、本院職員と電話連絡のとれる体制を有すること。
- ③ 不特定多数の者が利用することを想定し、機器の保守を行うこと。

(4) 広告の募集及び配信

- ① 本院で定める「旭川医科大学病院に設置するデジタルサイネージの広告掲載基準」(以下「基準」という。)を遵守し、広告の募集及び配信を行うこと。
- ② 広告の配信は、配信開始予定日の20日前までに広告主及び広告内容を本院に提示すること。
- ③ 本院は、基準に従い、事前提示又は配信中の広告主もしくは広告内容が不適切と認める場合は、広告の配信を中止することができるものとする。なお、この場合に本院は、広告主又は業務実施者に対し、一切の賠償の責を負わない。
- ④ 広告の配信に関する苦情等の対応をすること。
- ⑤ 広告内容等に関する責任は広告主及び業務実施者が負うものとし、本院が損害を被った場合は、その損害を補償すること。

6. 機器の規格等

(1) 外来玄関ホール(1箇所)

- ① 表示装置の画面サイズは55型以上とし解像度はフルハイビジョン(1920×1080)以上のディスプレイを各1台、地域案内図及び本院の各階案内図を設置すること。
- ② 表示装置は自立式床置き型で移動用車輪が付いており、車輪をストッパーで固定できること。

(2) 外来待合(3箇所)

- ① 表示装置の画面サイズは55型以上とし解像度はフルハイビジョン(1920×1080)以上のディスプレイを各1台設置すること。
- ② 表示装置は柱面に設置すること。

(3) 共通事項

- ① 機器の稼働に必要な電源は、本院が指定する分電盤から配線して供給すること。
- ② 広告データを配信する際は、本院のネットワーク回線を使用することは出来ないため、必要なネットワーク回線の引き込みは、配信方法等についての事前協議の上、本院の許可を得て、業務実施者が費用を負担して行う。
- ③ 機器の電源入・切は、タイマー等による自動制御又は一括集中管理による外部操作ができること。
- ④ 本院利用者が衝突による怪我や足引っ掛け・転倒防止のための必要な対策を講じること。
- ⑤ 地震等の際に転倒・落下することがないように十分な対策を講じること。
- ⑥ 設置及び撤去作業は本院利用者の安全に配慮して行うこと。
- ⑦ 機器や表示装置は、設置場所の景観に配慮したもの(色が派手でない、厚すぎない、柱からはみ出さない等)であること。

7. 配信するコンテンツ

- ① 診療案内等の本院に関する情報及び民間企業等の広告を配信するものとする。
- ② 本院利用者の注目を集めるため、上記に加えて気象情報やニュース等を配信しても良い。
- ③ 情報や広告が一定時間で自動的に切り替わること。
- ④ 音声を生じさせないこと。(緊急地震速報などの災害に関する情報を除く。)
- ⑤ 民間企業等の広告を配信する場合は、本院に関する情報と区別するとともに、広告である旨を明示し、必要に応じて広告内容に関する責任の帰属に関する事、その他必要事項を注記すること。
- ⑥ 広告の配信が、診療案内等の本院に関する情報及び気象情報やニュース等を含めたコンテンツ全体の配信の3分の2を上回らないこと。ただし、本院と協議の上で3分の2を上回るができるものとする。
- ⑦ 情報や広告の配信方法は、本院と調整の上で決定すること。
- ⑧ 緊急地震速報など災害に関する情報を配信できるようにすること。その場合、警報音を発することを可能とすること。

8. 配信時間

コンテンツの配信時間は以下のとおりとする。ただし、本院が実施する設備点検等により、以下の時間内であっても配信できない場合がある。

(1) 外来玄関ホール

平日 7:30～19:30

(2) 外来待合

平日 8:00～18:00 ※ 土日祝及び12月29日～1月3日を除いた日

なお、外来の利用状況等を勘案し、本院と協議の上で配信時間を変更できるものとする。

9. コンテンツの作成及び管理

- (1) 本院に関する情報のコンテンツは、本院から提供する素材(平面図, ポスター, オフィスソフトで作成されたデータ等)から、本院利用者に分かりやすいようにレイアウト及びデザイン制作を行い、本院と協議した上で作成すること。
- (2) コンテンツの変更は、本院担当者からの依頼に基づき、都度対応すること。なお、コンテンツの軽微な変更(レイアウトやデザイン制作の伴わない変更)は、翌々日(土日祝日の場合は、直後の平日)までに行うこと。
- (3) 本院から緊急の情報発信、院内通知等の配信を可能とすること。

10. 費用負担

デジタルサイネージ設置及び運営に関する一切の経費を業務実施者が負担するものとする。

(1) デジタルサイネージ設置及び運営に関する経費

- ① デジタルサイネージ機器代(付属品, 取付器具, 転倒防止品等を含む)
- ② 電源工事, ネットワーク配線等工事費用
- ③ 機器の設置及び撤去費用

- ④ 機器設置に伴う既存設備の移設等費用, 機器撤去時の原状回復費用
- ⑤ 修理, 保守・メンテナンス費用
- ⑥ 広告募集に関する費用
- ⑦ コンテンツの作成・更新, 情報及び広告の配信に関する費用
- ⑧ その他費用

(2) 建物貸付料

建物貸付料は, 別途締結する賃貸借契約に基づくこととし, 原則, 旭川医科大学(以下「本学」という。)が定める貸付単価に機器や配線設置のために貸付を受ける面積を乗じて算出する。

建物貸付料の納付は, 本学が発行する請求書により行うこと。

なお, 貸付単価は経済情勢の変動等により定期的に変更する場合がある。また, 初年度はデジタルサイネージ機器を設置してからの日割計算によるものとする。

(3) 光熱水費

電気料の納付は, 使用見込額を建物貸付料とともに請求するものとする。

11. 収支実績の報告

デジタルサイネージ設置及び運営に関する収支実績を年度毎にまとめて作成し, 当該年度分の収支実績を翌年度の4月末までに本学に報告すること。

12. 業務実施者の決定

(1) 業務実施希望者に提出を求める書類

① 提案書

提案書には以下の内容を含めて作成することとし, 本仕様書で示す事項を満たすことを明示すること。

- ・ デジタルサイネージ機器の規格(寸法, メーカー, 型式, 重量, 機能, 消費電力等)
- ・ コンテンツの配信方法
- ・ コンテンツの作成, 更新, 管理方法
- ・ 広告の募集, 審査方法
- ・ 事業に関する苦情等の対応方法
- ・ 業務スケジュール(広告募集・機器設置からコンテンツ配信まで)
- ・ 業務期間における収支計画
- ・ 広告収入からの本院への寄与 ※該当がある場合

② 会社概要

③ デジタルサイネージ機器の設置実績が確認できる書類
(パンフレット, 契約書等)

(2) 決定方法

- ① デジタルサイネージ機器の設置実績があり, 本仕様書で示す事項を満たす提案を行った者を事業実施者とする。
- ② 前記①を満たす者が複数の場合は, 提案書中「広告収入からの本院への寄与」の提案内容を比較

し、本院に有益な提案を行った者を業務実施者とする。
上記で差異がない場合は、くじにより業務実施者を決定する。

13. その他

- (1) 業務の実施にあたり本院から提供された情報は、善良なる管理者の注意義務をもって使用および管理し、不要となった場合は適切に破棄すること。
- (2) 業務期間中に知り得た本院に関する情報(本院が提供した情報を含む。)は、一般に公開する情報を除き、第三者に提供または業務の実施以外の目的に利用しないこと。
- (3) 業務実施者が都合により業務を継続できなくなった場合は本院の業務に支障とならないように双方の協議の上、事業契約を解約することができる。
- (4) 契約上の詳細は、本学が定めた契約規定及び契約基準によるほか、明記なき事項については、双方協議して定めるものとする。

14. 本件に対する問い合わせ先

国立大学法人旭川医科大学
総務部施設課施設企画係
電話 0166-68-2173 FAX 0166-68-2169
メール sis-kikaku@jimu.asahikawa-med.ac.jp

設置予定場所図面

